

平成24年2月14日
日本商工会議所

1. 税制改正スケジュール(商工会議所の陳情状況含む)

日本商工会議所では、7月21日、「平成24年度税制改正に関する意見」を発表。その後、政府・与野党の税制調査会等において意見陳述。経済産業省税制改正要望ヒアリング、政府税制調査会、民主党税制調査会等(4回)、自民党税制調査会(2回)、公明党政策ヒアリング。11月以降、数度に亘り、全国の商工会議所にて地元選出議員に陳情活動を実施。12月10日、平成24年度税制改正大綱が閣議決定。* 商工会議所の意見の多くが盛り込まれた。



政府税制調査会で意見陳述する井上税制委員長

2. 平成24年度税制改正大綱 (12月10日、閣議決定)

1. 中小企業等の成長に資する租税特別措置

中小企業関連の租特

- 中小企業投資促進税制の拡充・延長(2年間)
* 対象設備について、試験・測定機器を追加。
- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長(2年間)
- 中小企業における交際費の損金算入の特例措置の延長(2年間)
* 中小企業特例 : 600万円まで、90%の損金算入が可能。

企業の活力強化に資する租特

- 研究開発税制の上乗せ措置(増加型、高水準型)の延長(2年間)
- 特定事業用資産の買換え・交換の譲渡所得の特例の延長(3年間)

2. 中小企業の円滑な事業承継の実現

- 相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件の見直し (雇用8割要件の納税猶予打ち切り基準の見直し) 25年度以降の検討課題

事業所税、印紙税については、経済産業省の税制改正要望項目に盛り込まれたが、平成24年度税制改正大綱には盛り込まれず。税制抜本改革の中で議論される見通し。

<参考> 平成23年度税制改正法案 (11月30日、成立)

- < 法人税 >
 - 法人実効税率引き下げ(5%)
 - 中小軽減税率引き下げ (18%→15%)
 - 課税ベースの拡大

* 租特関係は6月22日に別法案で成立

- 所得税の増税
- 地球温暖化対策税
- 相続税の増税
基礎控除の見直し
5000万円→3000万円

平成24年度
税制改正大綱へ

税制抜本改革
の中で検討

3. 空洞化を阻止し内需拡大に資する税制の拡充

- 固定資産税の負担軽減
固定資産税の増税提案は概ね阻止
- 住宅用地特例(小規模住宅用地の課税標準1/6)の見直し } 今後も継続
- 商業地にかかる据置特例の見直し } ----- 3年間で段階的に廃止 ×
- 住宅用地に係る据え置き特例の見直し
- 住宅関連の租税特別措置の延長
- 新築住宅における固定資産税の減免措置の延長(2年間)
- 土地・住宅に係る不動産取得税の軽減税率(本則4%→3%)の延長(3年間)をはじめ、住宅関連租税特別措置は延長

4. 大企業並みの所得のある中小企業の軽減税率や租特の利用制限は容認できない(会計検査院からの指摘)

引き続きの
検討課題

5. その他 (平成23年度税制改正の積み残し事項)

< 所得税 >

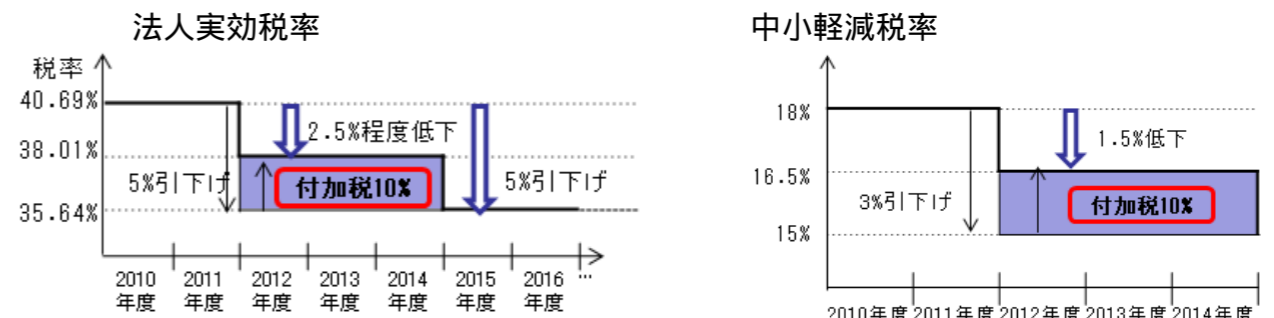
給与所得控除の見直し
(所得1500万円以上の者の控除を段階的に縮減、上限245万円)

< 消費課税 >

地球温暖化対策税
(石油石炭税の税率上乗せ(24年10月から3年半で段階的に引上げ: 石油・石炭など毎年220円~260円/klまたはtの引上げ))

6. 復興税制を入れた法人税の引き下げ水準について

法人実効税率、中小軽減税率は、一度税率を引き下げた後、復興財源として3年間の付加税(10%)



※ 現行40.69%が、2012年度から3年間は38.01%、2015年度からは35.64%となる。(27年度で5%の引下げ) * 東京都の場合